

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認申請書の様式について

(平成18年3月27日岡人委第223号通知)

(沿革)

平成20年 9月26日第100号 平成28年 3月22日第292号

令和 4年 3月31日第364号 改正

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。）による承認申請を行う場合の様式を次のように定め、平成18年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、これに伴い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認申請書の様式について（昭和60年岡人委第261号通知）は廃止します。

記

- 一 規則第14条又は第15条の規定による初任給等の承認を求める場合
様式第1号の（1）、（2）及び（3）
- 二 規則第17条第1項、第38条第2項及び第38条の2の規定による派遣職員又は公益的法人等派遣職員（様式第3号において「派遣職員等」という。）が職務に復帰した場合等の号給等の承認を求める場合
様式第2号
- 三 規則第37条第2項の規定による初任給決定の基準が改正された場合の号給等の承認を求める場合
様式第3号
- 四 規則第39条の規定による給料の訂正の承認を求める場合
様式第4号の（1）及び（2）

様式第1号の(1)

第 号
年 月 日

人事委員会委員長 殿

任命権者

初任給等承認申請書

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第14条第15条の規定により、次のとおり初任給等を決定したいので承認願います。

記

職 名				氏 名	
給 料 表	区 分	級	号	給	採用直前の 給 料 月 額
	発 令 初任給				円 発 令 年 月 日
これらの規定によらなければならない理由					

注：様式第1号の(2)、様式第1号の(3)及び履歴書の（写）を添付すること。

様式第1号の(2)

初任給等計算書

職名					氏名		備考
	最終学歴及び 経歴の内容	期 間		月 数	換算率	経験年数	
	年	月	年	月			
平成2年3月31日以前			～		月	%	月
			～				
			～				
			～				
			～				
		計					
平成2年4月1日以降			～				
			～				
			～				
			～				
			～				
		計					

- 1 給料表及び決定級 (職給料表 級)
- 2 最終学歴に対応する基準初任給(修学年数調整を含む。) (級 号給)
- 3 1の決定級が初任給基準表に定める等級より上位である場合の基準初任給 (級 号給)
- 4 平成2年3月31日以前の経験年数(A)の調整 (月 : $C=c+g+i$)
 - (1) 60月以内の経験年数(a)の調整
 - ・ 月(a) \div 15月 = 月(b : 1未満切り捨て)
 - ・ 月(b) \times 12月 = 月(c)
 - ・ 月(a) $-$ 15月 \times 月(b) = 月(d : 切り捨てられた月数)
 - (2) 60月を超える経験年数(e)の調整
 - ・ 月(e) \div 18月 = 月(f : 1未満切り捨て)
 - ・ 月(f) \times 12月 = 月(g)
 - ・ 月(e) $-$ 18月 \times 月(f) = 月(h : 切り捨てられた月数)
 - (3) 切り捨てられた月数の調整
 - ・ 月(d)又は(h) \times 2 / 3 = 月(i : 1月未満切り上げ)
- 5 初任給の計算
 - (1) 決定級が初任給基準表に定める等級である場合
 - ・ 2の基準初任給に加える号給数 (号給 : $(B+C) \div 12月 \times 4$ 号給)
 - ・ 発令年月日及び級・号給 (年 月 日、 級 号給)
 - (2) 決定級が初任給基準表に定める職務の級より上位である場合
 - ・ 決定級に決定する場合に必要な経験年数 (月 : D)
 - ・ 3の基準初任給に加える号給数 (号給 : $(B+C-D) \div 12月 \times 4$ 号給[特定職員は3])
 - ・ 発令年月日及び級・号給 (年 月 日、 級 号給)

様式第2号

第 号
年 月 日

人事委員会委員長 殿

任命権者

派遣職員等の号給等の調整承認申請書

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第17条第1項及び第38条第2項（第38条の2）の規定により、次のとおり号給等を決定したいので承認願います。

記

所属	職名	氏名	給料表
区	分	等級	級 号 給 発令（予定）年月日
職務に復帰する日（又は派遣の日）の前日の号給等			
規則第38条第1項の規定による職務に復帰した日の号給等			
職務に復帰した日以後（又は退職の日において）決定しようとする号給等			
調整を行わなければならない理由			

- 注：1 規則第38条第1項の規定によるとした場合の復職調整計算書を添付すること。
2 様式第1号の(3)及び履歴書の（写）を添付すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

人事委員会委員長 殿

任命権者

初任給基準が改正された場合の号給等決定承認申請書

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第37条第2項の規定により、次のとおり号給等を決定したいので承認願います。

記

発令年月日 年 月 日

所属	職名	氏名	給料表	現在の号給等			調整効果 号給	調整後の 号給等	
				級	号給	発令 年月日		級	号給
調整を行わなければならない理由									
調整を行う職員の範囲及び調整方法									

様式第4号の(1)

第 号
年 月 日

人事委員会委員長 殿

任命権者

給料の訂正承認申請書

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第39条の規定により、次のとおり給料の訂正をしたいので承認願います。

記

所 属		職 名		氏 名	
区 分		給料表	級	号 給	訂正の効果
現在の号給等					
訂正後の号給等					号給
訂 正 年 月 日					
訂正をしなければならぬ理由					

注：様式第4号の(2)及び履歴書の（写）を添付すること。

様式第4号の(2)

給料の訂正のための計算書

氏 名					学歴区分				
訂 正 前				訂 正 後					
年月日	給料表	級	号 給	摘要	年月日	給料表	級	号 給	摘要

- 注：1 訂正前の欄には、その誤りのあった直前の号給等に係る昇給の時期以降現在の号給等を受けるまでの間の昇給等を、訂正後の欄には、その誤りがなかったものとした場合のものを記入すること。
- 2 摘要欄には、給料の計算過程における昇給の別を記入すること。